

鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画を策定するため、鹿屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、鹿屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に関する事項について協議及び検討し、教育長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係団体の役員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。